

長岡パワーエレクトロニクス研究会 規約

(名称)

第1条 この会は、長岡パワーエレクトロニクス研究会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、産学官の連携により、長岡市内におけるパワーエレクトロニクス産業の振興と、パワーエレクトロニクスに関する技術と人材の集積の好循環を生み出すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 定例研究会の開催
- (2) 情報発信に関する事
- (3) パワーエレクトロニクス技術の理解促進・啓発に関する事
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、長岡市、国立大学法人長岡技術科学大学（以下「長岡技科大」という。）のほか、第2条の目的に賛同する企業、団体、または個人で組織する。

2 本会に入会しようとする者は、事務局に書面にて申し出を行う。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 1名
- 2 役員は、会議で選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務及び出納に関する状況を監査する。

(会議)

第7条 会議は、総会とし、会長が招集する。

- 2 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び実施に関すること。
- (2) 予算の審議及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) その他必要と認めた事項

(アドバイザー)

第8条 本会にアドバイザーを置くことができる。

(財源)

第9条 本会の財源は、長岡市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、長岡市に設置する。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本規約は、令和4年7月20日から施行する。